

ふれあい文化センターを使用されるみなさまへ

1 団体登録について

- (1) 利用者登録申請書について
ふれあい文化センターを使用するには、団体登録が必要ですので、事前に利用者登録申請書を提出してください。
- (2) 責任者について
団体登録には責任者が必要です。団体の責任者は原則熊本市に在住、在勤、在学の方に限ります。
- (3) IDとパスワードについて
インターネットを使ってふれあい文化センターを予約する際には、IDとパスワードが必要ですので、利用者登録申請書のコピーを保管しておいてください。また、団体の代表者や責任者が変わったときは、ご連絡ください。
- (4) 社会体育施設及び公民館利用者がふれあい文化センターを使用する場合
社会体育施設及び公民館をすでに利用している団体が、新たにふれあい文化センター施設を使用される場合は、団体登録が必要です。利用者登録申請書を提出してください。IDに関しては、ふれあい文化センターにご相談ください。
- (5) ふれあい文化センターへ団体登録後に、公民館を使用したい場合
ふれあい文化センターをすでに利用している団体が、新たに公民館施設を使用される場合は、団体登録が必要です。公民館に利用者登録申請書を提出してください。IDに関しては、公民館にご相談ください。
- (6) ふれあい文化センターの使用許可について
利用者登録申請後、窓口や電話・インターネットで予約し、使用前までに窓口にて使用料を納入してください。

2 予約について

- (1) 予約方法
ふれあい文化センターの施設予約は窓口、電話、インターネット(パソコンや携帯電話)で行うことができます。
- (2) 予約期間
予約は、2ヵ月先の月末までできます。(例えば、11月15日に予約申請を行う場合は、12月と1月31日までの予約ができます。)
- (3) 予約可能時間
 - ①窓口予約:午前9時～午後9時30分
 - ②電話予約:午前9時～午後9時30分
 - ③インターネットによる予約:午前9時～午前0時
- (4) 予約制限と窓口限定予約
 - ①月初日(1日):ふれあい文化センター窓口での予約のみ可能。
 - ②2日目以降:窓口、電話、インターネットによる予約が可能。
※ただし、初日(1日)が休館日のときは、電話、インターネットによる予約は3日目から可能。
 - ③月末日:インターネットによる予約は午後5時まで。
※ただし、月末日が休館日の場合、インターネットによる予約は午前0時まで可能。
 - ④年末:インターネットによる予約は12月28日(28日が休館の場合は27日)の午後5時まで可能。
 - ⑤年始:インターネットによる予約は1月5日(4日が休館日の場合は6日)から可能。

- (5) 月初日の窓口抽選
月初日の窓口予約の申請順は、競合する場合は午前9時から抽選して決定します。
- (6) 予約回数
 - ①予約できる回数は、月4回までです。(但し、子ども学習会を除く。)
 - ②同じ公民館、同じ日に複数施設(部屋)の予約は1回とみなします。
 - ③当月、さらに追加予約を申請される場合は、ふれあい文化センター窓口か、電話にてご連絡ください。インターネットによる予約はできません。
- (7) 使用日当日の予約
使用日当日はインターネットによる予約はできません。当日の予約は、窓口または電話で行ってください。※使用開始前とは、使用時間帯が午前の場合には午前9時まで、午後の場合には午後1時まで、夜間の場合は午後6時までとします。
- (8) インターネットによる空き状況照会について
月末日は午後6時から3ヶ月先の施設の空き状況を見ることができます。
- (9) その他
システムのメンテナンス等の理由で、インターネットからの予約、空き状況の照会ができなくなる場合がありますのでご了承ください。

3 変更・中止について

- (1) 使用料納入前(仮予約)の変更・中止
インターネットによる変更・取消はできません。使用開始前までに必ずふれあい文化センターにご連絡ください。
- (2) 使用料納入後(本予約)の変更・中止
インターネットによる変更・取消はできません。使用日前までにふれあい文化センター窓口へ手続きにお越しくください。
- (3) 変更回数の制限
使用料の納入前後に係わらず、使用日や使用する部屋の予約変更は1回までです。ただし、冷暖房使用の変更は1回には含めません。
- (4) 使用料の返還
既納額は、原則として返還できません。ただし、使用日前日までに窓口にて中止届けを提出された場合は、使用料の半額を返還します。なお、天災等やむを得ない場合はその限りではありません。
- (5) 変更後の使用料
変更後の使用料が既納額を上回るときは、変更後の使用料との差額を納めてください。なお、下回るときは差額は返還できません。

4 使用上の注意

- (1) 譲渡転貸の禁止
使用許可を受けた団体は、ふれあい文化センター使用の権利を他に譲渡することや転貸することはできません。
- (2) 許可の取消
以下に該当するときは、使用の許可をしないか、又は許可を取り消します。その際、許可の取り消しによって生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) 当該使用がセンターの設置目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 当該使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 当該使用者がセンターの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 当該使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 施設等の使用の許可を受けた者が使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (7) 使用者が熊本市ふれあい文化センター条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (8) 災害その他不可抗力により使用が出来ないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当該使用を不相当と認めるときその他センターの管理上支障があるとき。

(3) 建物・設備の毀損について

ふれあい文化センターの建物、または設備を毀損したときは、損害の賠償をしなければならない場合があります。

(4) 機器の借用、持ち込み等について

ふれあい文化センターの機器の借用、機器の持ち込み、掲示板等を設置する場合は、前もって職員の許可を得てください。

(5) 準備・後片付けについて

準備・後片付けは、使用時間内に使用者で行ってください。使用終了後は、職員までご連絡ください。

(6) 飲食について

飲食や食事を目的にした使用はできません。また、飲酒はできません。

(7) 非常口の確認について

緊急の場合に備えて、非常口を確認しておいてください。

(8) 使用時の注意事項

ふれあい文化センターは、防音設備がなく住宅が隣接しているため、大音響の発生する使用はご遠慮ください。なお、使用に際しては近隣の迷惑にならないようご協力をよろしくお願いいたします。

(9) その他

熊本市自治基本条例、熊本市ふれあい文化センター条例、同施行規則に沿って使用してください。

ふれあい文化センターの目的に反したり、管理運営上支障があると認められる行為があったりした場合は使用者登録を取り消します。また、使用者は施設の使用に当たっては、職員の指示に従ってください。使用中の施設に職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことはできません。

(資料)

※ インターネット予約制限に関するルール

- 1 月末日のインターネット予約受付は午後5時までです。月末日の午後5時から翌月1日(1日が休館日の場合は2日)は、空き状況は照会できますが、予約することはできません。翌月の2日(1日が休館日の場合は3日)午前9時から予約ができます。
- 2 月末日が休館日の場合、インターネットによる予約受付は午前0時まで可能です。翌月 1 日は空き状況は照会できますが、予約することはできません。上記と同様、翌月の2日(1日が休館日の場合は3日)午前9時から予約ができます。
- 3 2日が休館日の場合、月末日午後5時から2日まで空き状況は照会できますが、予約することはできません。3日の午前9時から予約ができます。
- 4 年末年始、インターネットや携帯電話による予約受付は12月28日の午後5時までです。12月28日の午後5時から翌年1月4日(4日が休館日の場合は5日)までは空き状況は照会できますが、予約することはできません。1月5日(4日が休館日の場合は6日)午前9時から予約ができます。
- 5 上記以外に、システムのメンテナンス等の理由で、インターネットからの予約、空き状況の照会ができなくなる場合があります。